

損害賠償金と犯給法に基づく給付金との比較

犯給法に基づく支給金額がいかに低額であるか、若年者に過酷であるかを明らかにするため、後遺障害が残ったケースにつき、交通事故訴訟で通常使用されている赤い本(民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準上巻 2006年版)によって算出した損害賠償金の額との比較表を作成した。

なお、損害賠償額算定にあたっては、基礎収入額は賃金センサス平成16年第1巻第1表の全労働者年齢別平均賃金により、労働能力喪失率は、労働省労働基準局通牒別表労働能力喪失率表を参考とし、労働能力喪失期間の終期は67歳までとし、中間利息控除についてはライブニッツ式によって計算した。

なお、民事損害賠償においては、逸失利益・後遺症慰謝料の他にも支給項目がある。主なものは以下のとおり。

- 1 治療費 実費全額
- 2 入院付添費 職業付添人は実費全額、近親者付添人は一日6500円
- 3 通院付添費 一日3300円
- 4 将来介護費 職業付添人は実費全額、近親者付添人は一日8000円
- 5 入院雑費 一日1500円
- 6 通院交通費 タクシー利用が相当とされる場合を除き、電車・バス料金、ガソリン代
- 7 装具・器具等購入費 必要があれば認める。
- 8 家屋・自動車等改造費・調度品購入費 必要が認められれば相当額が支払われる。
- 9 休業損害
- 10 傷害慰謝料

			1級	7級	14級
20歳	損害賠償金	逸失利益	5281万1995円	2957万4717円	264万0599円
		慰謝料	2800万円	1000万円	110万円
		合計	8081万1995円	3957万4717円	374万0599円
	犯給法に基づく給付金		最高857万6000円 最低562万8000円	最高358万4000円 最低235万2000円	最高32万円 最低21万円
45歳	損害賠償金	逸失利益	7783万2819円	4358万6378円	389万1640円
		慰謝料	2800万円	1000万円	110万円
		合計	1億0583万2819円	5358万6378円	499万1640円
	犯給法に基づく給付金		最高1768万8000円 最低656万6000円	最高739万2000円 最低274万4000円	最高66万円 最低24万5000円